

世界中の弁護士が

「GPLは契約」と言う愚かな理由

オープンソースの「今」を伝える

オープンソースカンファレンス
2018 Tokyo/Fall

2018年10月27日(土)

OSSライセンス姉崎相談所

姉崎章博

それは 「GPLはEnforcementか」という命題への呪縛

その命題とは

「GPLの違反者に対して訴訟を提起した場合

裁判所が

『GPLの方法により、ソースコードを公開せよ』

と命じることができるか」ということ

あなたは知りたいのは、そんなことですか？

GPL違反の裁判で、
ソース開示命令が出るか否か？



何がGPL違反になるのか？
どうすれば、
GPL違反を犯さないのか？ では？

ところが、弁護士は、 「GPLはEnforcementか」という命題

この命題が何よりも重要と思っているらしい

英米法における「property」概念

のない日本において

OSSの強制力の根拠をどこに求めるのか

という10年前の議論を

全く理解していない

15:52 - 2016年9月1日

誰が、そんな命題を与えたのだろうか？

OSSライセンスの強制力(Enforcement)?

誰が、何のために求めているのか？

下記から経緯が伺える

トーバルズ氏がLinuxとGPLについて真に思うこと
<https://japan.zdnet.com/article/35088299/2/>
(→2016年Linuxカーネルサミット提案スレッド)

開発者は、こういうことを言われてきたらしい

Linuxに対して業界の大手企業と中小企業の双方が
意図的にGPLを侵害し、準拠を拒否し、正面切って

『われわれがGPLに従わないと

いけないと思っているのか？

オーケー、では訴えてみたらいい。

そうでなければ従うものか』と

この事態を、こう考えた人たちがいた - SFC

Software Freedom Conservancy

われわれには2つの選択肢がある。

GPLを捨て去るか、

裁判所命令を勝ち取って**強制**するか

のいずれかだ

これらの根拠を示すのが

GPL Enforcement重視

のきっかけらしい

「訴えてみる」→「勝訴して強制してやる」

これって・・・

単に、「売り言葉に買い言葉」

Greg KHも 'I call **bullshit** on this.'

<https://lists.linuxfoundation.org/pipermail/ksummit-discuss/2016-August/003578.html>

訴訟の結果がどうなるか

考えていない

「契約だから、強制力がある」と言いたい?

SOFTIC報告書や書籍での微妙な表現

GPLは使用許諾契約であると
考えざるを得ないであろう (O弁護士)

無理に契約と
考えなくても...

それがいつの間にか 「GPLは契約」という都市伝説が定着

GPL全体を著作権ライセンス契約の一類型
として整理することが可能となる (H教授)

裁判で契約と扱われる可能性はあるということ

GPL違反訴訟の結果、どうなったか

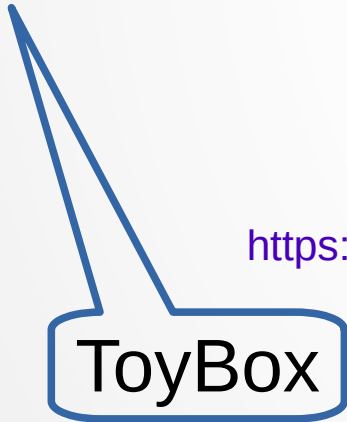
SFCが、BusyBoxに関する訴訟で勝利した。

それはSFCの輝かしい瞬間かもしれませんが、

BusyBoxのための輝かしい瞬間ではなかった。

Linus Torvalds

<https://lists.linuxfoundation.org/pipermail/ksummit-discuss/2016-August/003580.html>



ToyBox

SFCの矛先がLinuxに向けられると、反発

止めてください。

Linuxをあなた達のコミュニティ活動の
道具にしないでくれ。

Please stop.

And don't use Linux as a tool
in your "community work". (Linus)

SFC

<https://lists.linuxfoundation.org/pipermail/ksummit-discuss/2016-August/003749.html>

Linux開発プロジェクトでの認識

The people who have destroyed projects have been lawyers that claimed to be out to "save" those projects. (Linus)

プロジェクトを**破壊**した人々は、
そのプロジェクトを「**救済**しよう」と
求めた弁護士であった。

<https://lists.linuxfoundation.org/pipermail/ksummit-discuss/2016-August/003580.html>

SFCの提案の代わりに、Linus Torvalds氏が

カーネルサミットに提案した題目は

弁護士たち：

オープン性にとっての害毒、

そしてコミュニティにとっての害毒、

プロジェクトにとっての害毒

この記事を見た日本のある弁護士の反応…

「G P L を語る弁護士に著作権法の専門家は
いない」とか

「弁護士は**害悪**でしかない」という意見は
L i n u x コミュニティを引っ張っている
人たちからは幾度となく聞かされた。

**なんでこのようなすれ違い
が生じてしまったのだろう。**

9:40 - 2016年9月2日

弁護士たちは、

GPLは契約:強制力があると説明することで

プロジェクトを救済するつもりで、

プロジェクトを破壊していた。のに

その自覚が無いから

すれ違いと思うのでしょうかね。

では、『われわれがGPLに従わないといけないと思っているのか？』と言われたら、どうすれば良い？ :私案

**従わなければならないのは、
GPLではなく、著作権法
GPLの許諾なくば、
再頒布は著作権法違反の**犯罪**
法人の場合、三億円以下の罰金刑**

そもそも、「ライセンス」とは何か？

ラテン語で**許可**もしくは同意といった意味を表す
“licentia”という言葉が起源とされる。

17世紀後半には英国の判決で、なんら
財産や利益の移転や財産の移転・変更をせずに、
ライセンスが行わなければ違法になる行為を
合法にすることであるとの定義が現れる。

金子宏直. (2007). Section 1 ライセンス概論. 著: 梶山敬士・高林龍・小川憲久・平嶋竜太(編),
ビジネス法務大系 I ライセンス契約 (ページ: 1-28). 日本評論社.

GPLでも、そう考えている モグレン先生の回答より

ライセンスは、**一方的な許諾**であり、
(契約などの)**債務**などではない

a licence is a unilateral permission, not an obligation,

Transcript of Eben Moglen at
the 3rd international GPLv3
conference; 22nd June 2006



<https://fsfe.org/campaigns/gplv3/barcelona-moglen-transcript.en.html> での回答。

モグレン先生の補足説明

ローマ法大全だから、“licentia”というラテン語

世界中のたくさんの法学者は
白髪と古い知性の人々。

それは、それほど古い知性ではない。
彼らの法制度における古い法律辞書を見て、
「ライセンス」の意味を調べるであろうが、
もし、(古代)ローマ人だったならば、
ライセンスの意味を探すために、
ユスティニアヌス法典(ローマ法大全)の
法学提要を調べたであろう。

モグレン先生の認識では、

世界中のたくさんの法学者は
ローマ法大全まで遡って、

ライセンスの本来の意味
まで調べる知性まで無いから
わからんだろうが。
と言っている。

ましてや一般の
弁護士が
わかるのか？

ライセンス自身がライセンサー/ライセンシー間の「契約」であるわけではない

戦後、特許のライセンス契約などが扱われるようになったが、「ユスティニアヌス帝の時代から第二次世界大戦まで一千年間ずっと、**(一方的な許諾)**という意味であった。」(モグレン先生)

「ライセンス」の許諾内容について
合意契約すれば、「ライセンス契約」になる。

「ライセンス」と「ライセンス契約」
を混同してはいけない。

少なくとも、
GPLなどにおいては

一方的な許諾：どう書かれているのか見てみよう

GNU GPLv2 - Linux kernelなど

一方的な許諾：GNU GPLv2 参考日本語訳 第1条ソースの複製

<http://www.opensource.jp/gpl/gpl.ja.html>

※"license"の訳は「契約書」から「ライセンス」に、"distribute"の訳は「配布」から「頒布」に変更。

1. それぞれの複製物において適切な**著作権表示**と
保証の否認声明を目立つよう適切に掲載し、またこの
ライセンスおよび一切の保証の不在に触れた告知
すべてをそのまま残し、
そして**このライセンス**の複製物を『プログラム』の
いかなる受領者にも『プログラム』と共に頒布する
限り、

ソース形式で
許諾する条件

あなたは『プログラム』のソースコードの複製物
を、あなたが受け取った通りの形で複製または頒布
することができる。

許諾する行為

媒体は問わない。あなたは、物理的に複製物を譲渡するという
行為に関して手数料を課しても良いし、希望によっては手数料
を取って交換における保護の保証を提供しても良い。

一方的な許諾：GNU GPLv2 参考日本語訳 第2条二次的著作物の頒布

<http://www.opensource.jp/gpl/gpl.ja.html>

※“license”の訳は「契約書」から「ライセンス」に、“distribute”の訳は「配布」から「頒布」に変更。

2. あなたは自分の『プログラム』の複製物かその一部を改変して『プログラム』を基にした著作物を形成し、そのような改変点や著作物を

上記第1条の定める条件の下で

複製または頒布することができる。

ただし、そのためには以下の条件すべてを満たしていなければならない：

a) 【省略】

b) 『プログラム』またはその一部を含む著作物、あるいは『プログラム』かその一部から派生した著作物を頒布あるいは発表する場合には、その**全体をこのライセンスの条件に従って**第三者へ無償で利用許諾しなければならない。

c) 【以下省略】

許諾する行為

ソース形式で
許諾する条件1

ソース形式で
許諾する条件2

「全体をこのライセンスの条件に従って」は感染か？

ここで、こんな想定をしてみてください。

Bさんら調査団は知床の視察に行こうとしています。

その際、ある専門のAさんに東京からの**同行**を
どうしても頼みたい。

ところが、Aさんは

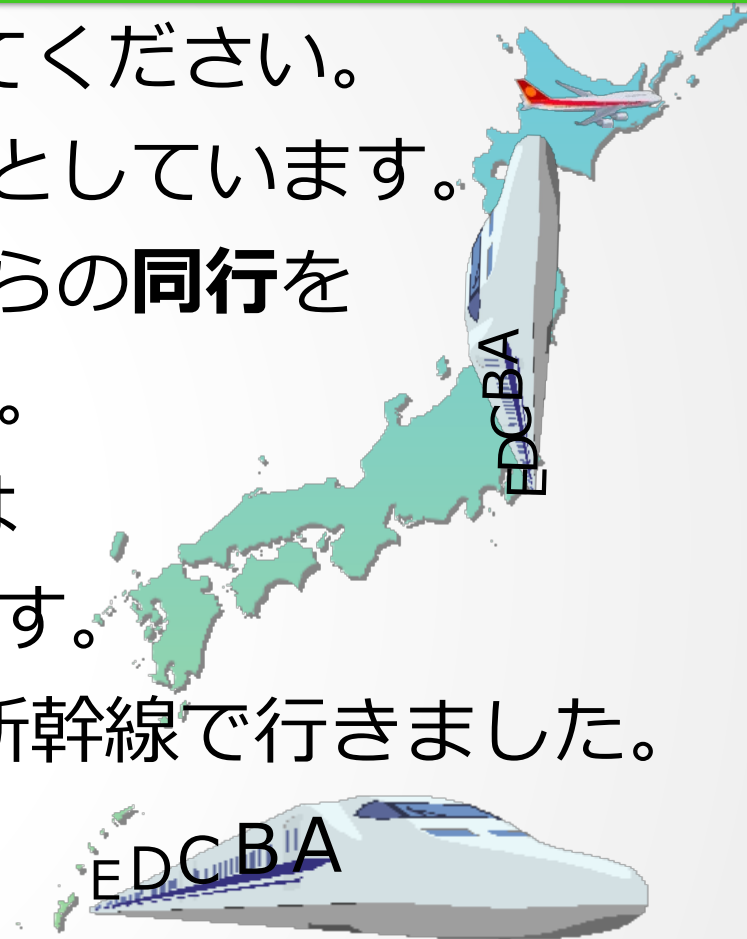
飛行機恐怖症で、**陸路で同行が条件**です。

調査団**全体はこの条件を**受け入れて、新幹線で行きました。

さて、

Bさんら調査団メンバは、飛行機恐怖症に**感染**・・

するわけないですね。



FUD 違和感ないですか？

(Fear, Uncertainty and Doubt 「恐怖、不安、疑念」)

が成功してしまっている

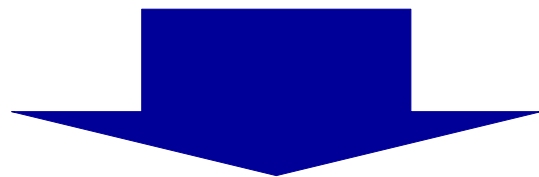
コミュニティの人にさえ使わせて、
聞いただけの人に恐怖を抱かせる

「北海道に行くのに新幹線を利用適用せざるを得ない
状況に追い込まれる」ことに「感染」という表現を

使うのにも そんなに違和感ないな。

同行を依頼しきゃいいだけ、と言われればその通りだけど。

自分で依頼しておきながら、
「追い込まれる」という言いぐさ
どうなんだろう。



「自プロダクトにGPLを適用せざるを得ない
状況に追い込まれる」ことに「感染」という表現を

使うのにも そんなに違和感ないな。

GPLライブラリ使わなきゃいいだけ、と言われればその通りだけど。

漢のコンピュータ道2010-09-22「GPLは感染するか否か」へのコメント

一方的な許諾：GNU GPLv2 参考日本語訳 第3条バイナリの頒布

<http://www.opensource.jp/gpl/gpl.ja.html>

※"license"の訳は「契約書」から「ライセンス」に、"distribute"の訳は「配布」から「頒布」に変更。

3. あなたは上記第1条および2条の条件に従い、

『プログラム』（あるいは第2条における派生物）をオブジェクトコードないし実行形式で複製または頒布することができる。

ただし、その場合あなたは以下のうちどれか一つを実施しなければならない：

a) 著作物に、『プログラム』に対応した完全かつ機械で読み取り可能なソースコードを添付する。

ただし、【中略】あるいは、

b) 著作物に、いかなる第三者に対しても、『プログラム』に対応した完全かつ機械で読み取り可能なソースコードを、頒布に要する物理的コストを上回らない程度の手数料と引き換えに提供する旨述べた少なくとも3年間は有効な書面になった申し出を添える。ただし、【以下省略】

バイナリ形式で
許諾する条件1
許諾する行為

バイナリ形式で
許諾する条件2

こういう
「ライセンス」を「ライセンス契約」と誤解すると
・・・犯罪に誘導される

製品出荷(頒布)

ライセンス(許諾)の「条件」と
正しく解すれば

出荷前に、ソース開示する。
製品にソース添付、または、
提供する旨の申し出を添付

条件を満た
した状態

時間軸

ライセンス契約の「義務(債務)」と
誤解すると

出荷後に、ソースを提供でき
るように粛々と準備すれば
よいと考える

条件を満た
さない著作権
侵害状態

GPLを契約と解していると不誠実な対応をしかねない だから、債務・義務ではなく著作権行使の条件と解釈せねばならない

貴社及びキャリア様経由でバイナリが頒布され、
バイナリ入手者がソースコードを入手しようとしたとき、
現在ではソースコードが入手できません。

このような状況は、GPLv2のライセンスと照らし合わせて問題は無いのでしょうか？
問題ない場合は、GPLv2ライセンスのどの条項を元に公開が遅れても良いとしているのか
お教え願います。

お金は？支払わないで持ち出すと
万引きだよ、と指摘しても

➡「条件を満たしていない(つまり、著作権侵害)」という指摘を受けても

社内対応を急いでおり
順次 アップデート版GPLソースを公開させていただきますので、
今しばらくお待ち頂きますようお願い致します。
尚、具体的なリリース日に関しては、次週よりアナウンスさせていただきます。
ご不便をお掛けいたしますが、よろしくお願い致します。

万引したら支払義務が発生
するわけじゃない

工面を急いでおり、
しばらくお待ちください。
(払えば文句無いんでしょ)
と開き直ったかのような対応

➡「義務は粛々と遵守している」と、既に著作権侵害を犯して
いるという自覚の無いと思われる対応をしてしまう。

ほかに、「OSSライセンスは契約」と誤解した
弁護士の見解を取り入れた結果

Linuxが流行りだした20年前、ある弁護士のGPLへのご意見

「所轄裁判所や準拠法の記載がなく
不十分な法的文書だ」



記載したOSSライセンスが作成される

MPL-1.0 「カリフォルニア法/裁判所」

EPL-1.0 「ニューヨーク州法および

アメリカ合衆国の知的所有権法」

EPL:GPLと両立しないライセンス

EclipseでGPLのライブラリを使う

EPL-1.0 第7条全般「ニューヨーク州法およびアメリカ合衆国の知的所有権法に従います」

Eclipse

GPL

この結合著作物
頒布する際

Eclipse

GPL

EPL
違反

GNU GPLv2 第2条b)

その全体をこのライセンスの条件に従って

※この問題を回避するために、MPLは初期よりGPL/LGPLも選択できるトリプルライセンス
EPLも2017年EPL-2.0で準拠法記載を削除しオプトインでサブライセンス指定可能に。

「GPLは契約」という人の愚かさは

1. 救済するつもりで**コミュニティを潰し**

「害毒」とまで言われている愚かさ。

2. 契約と言って、義務を粛々と履行させる形

で**著作権侵害に誘導**していた愚かさ。

3. 記載が無いと不十分な法律文書と言って

管轄裁判所・準拠法を記載を求め、**GPLと**

両立しないライセンスを作り出した愚かさ。

繰り返すと、結局、弁護士が

「GPLは契約」と言って支援したのは

GPL/開発プロジェクトの虎の威を借りる(?)

GPL強制活動コミュニティ・団体。

区別が付いていないのだろう



これが、開発プロジェクトを破壊し

GPLの理解もねじ曲げるという

愚かなことをした理由の一つだと思う

OSSライセンス姉崎相談所

<http://www.osslicense.jp/>

CRIC受賞論文の他、
小論文「コピーレフトの実像」など
きちんと根拠を調査分析した情報を
ご提供しています。

内容について、e-mailやTwitterで
質問も受け付けています。